

犯罪通報方法

- **犯罪行為を目撃したり、被害に遭った場合、112に通報すれば、警察が速やかに対応します。**
- 通報の際には、現在の位置と状況を知らせ、いつ、どこで、どのように被害に遭い、犯人の人相、特徴、携帯品、人数、逃走方向および交通手段などを落ち着いて話してください。
- 112通報は、携帯電話(ビデオ通話可能)、一般電話、公衆電話で行うことができ、公衆電話の緊急通話(赤いボタン+112)で無料通報でき、犯罪以外の緊急状況でもご利用できます。
※ 外国人の112通報の場合、三者通訳サービス(警察官、通訳、通報者)で犯罪(被害)通報受付
- 話して伝えることが難しい場合、「112緊急通報アプリ」または「携帯メール」でも通報できます。
※ 「112緊急通報アプリ」は Google Play Store や Apple の App Store でダウンロード可能
- 犯行現場は証拠確保のために、警察官が来るまでそのままにしておき、警察官が現場を調べられるように協力してください。

緊急通報用電話番号

犯罪通報や緊急対応	
犯罪通報(警察庁)	112
校内暴力通報センター(警察庁)	117
火災/救急患者/緊急救助(消防庁)	119
ハッキング・スパム・個人情報侵害申告(KISA)	118
ひまわりセンター(女性家族部)	1899-3075
迷子・家出人相談(警察庁)	182
女性緊急相談電話(女性家族部)	1366
タマリコールセンター(女性家族部)	1577-1366
その他の生活関連	
外国人総合案内センター(法務部)	1345
政府請願案内コールセンター(行政安全部)	110
外国人観光案内(韓国観光公社)	1330
人権侵害相談(国家人権委員会)	1331
法律相談(大韓法律救助公団)	132
児童保護専門機関(保健福祉部)	129
青少年サイバー相談電話(女性家族部)	1388

在留外国人支援政策

- **韓国の警察は、法務部とともに犯罪被害者の支援や滞在外国人の人権保護のために、「不法滞在者の通報義務免除制度」を運営しています。**
- 「不法滞在者の通報義務免除制度」は、不法滞在者が警察に犯罪被害の届出をする場合、その外国人の情報を地方出入局、外国人官署に通報しない制度です。
- 対象となる犯罪は下記のとおりです。
 - (刑法) 殺人、傷害・暴行、過失致死傷、遺棄・虐待、逮捕・監禁、脅迫、略取・誘拐、強姦・わいせつ行為、権利行使妨害、窃盗・強盗、詐欺・恐喝
 - (特別法) 暴力行為等の処罰に関する法律、性暴力犯罪の処罰等に関する特別法、交通事故処理特別法、性売買斡旋等行為の処罰に関する法律、職業安定法(第46条)
- 犯罪被害に遭った場合、直ちに112に届出などをして、必要な支援を受けてください。
- **警察署を直接訪問しなくても犯罪(被害)申告と苦情受付ができるよう、外国人向けの多文化家族支援センター・NGO団体などを「外国人支援センター」に指定・運営しています。**

利用方法

1. 犯罪被害(苦情)発生
2. 外国人支援センターに相談
3. 担当に届け出・相談
4. 警察署で処理または、担当機関に通報・処理

- 外国人支援センターで犯罪被害や生活上の不便なところを相談する場合、センターの担当者が近くの警察署の「外国人犯罪被害・届出センター」に届出をしたり、担当警察官に伝え、届出の内容に基づいて警察署の担当部署で直接処理したり、関連機関に通報します。



犯罪通報、相談内容ごとの措置

- 暴行・家庭内暴力・校内暴力・詐欺(告訴・告発)などの刑事事件関連の通報は警察署の担当部署で直接処理
- 賃金の未払い・労働災害・滞在資格などの件は雇用労働部・女性家族部・法務部などの関連機関に通報し、内容によって大使館や領事館に相談

※ 外国人支援センターの場所は、最寄りの警察署にお問い合わせください。

- **犯罪(被害) 予防教育や運転免許の学科教育を支援します。**
- 外国人の安全と社会への定着を支援するために
 - 多文化家族支援センター、労働現場、NGO団体などを直接訪問し、頻発する犯罪や注意点を詳しく説明し、相談に応じる「出張犯罪予防教育」を実施しています。
 - 運転免許の学科試験のために、専門講師による「外国人向けの運転免許教室」を無料で運営しています。(3ヶ国語で教材提供)

運転免許試験に関する問い合わせ

- 道路交通公団運転免許試験場
www.safedriving.or.kr, 1577-1120
- 学科試験
3ヶ国語(英語、中国語、ベトナム語)対応可能

※ 犯罪予防や運転免許の教育場所は、最寄りの警察署にお問い合わせください。

- **韓国語ができない外国人のために、犯罪(被害)の陳述や相談の際に通訳サービスを提供しています。**

通訳サービス支援

- **観光通訳案内 1330**
韓国語、英語、日本語、中国語などの8ヶ国語対応
- 韓国語、英語、日本語、中国語(24時間)
- ロシア語、ベトナム語、タイ語、マレー・インドネシア語(08:00~19:00)
- **タマリコールセンター 1577-1366 (24時間)**
ベトナム語、モンゴル語、カンボジア語など13ヶ国語
- **外国人総合案内センター 1345, 1661-2025**
タイ語・インドネシア語・ウルドゥー語など20ヶ国語
- 韓国語、英語、中国語(09:00~22:00)
- ベトナム語など17ヶ国語(09:00~18:00)
- **BBBコリア 1588-5644 (24時間)**
トルコ語、ポーランド語、ヒンディー語、マレー語など20ヶ国語

일본어 日本語
www.police.go.kr



外国人向け 犯罪予防 ガイド

起きやすい犯罪内容

- 暴行、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊、監禁、強要、恐喝などの犯罪を目的に集団を構成したり、加入・活動した場合、より厳しく処罰されます。
- 刃物、鉄パイプ、鋸などに重大な危害を与える可能性がある凶器を正当な理由なく、持ち歩かないでください。
- お金を賭けてギャンブルをしてはならず、ギャンブルの場所を提供する場合もギャンブル行為に当るため厳しく処罰されます。
- 道に放置されている自転車など持ち主がいなくとも、無断で持ち去れば窃盗または、占有離脱物横領罪に当たります。
- 銀行を通さない個人間の海外送金は厳しく処罰します。
- 麻薬類を製造・密搬入したり、所持・投与したりする行為は厳しく処罰され、退去強制の対象となります。
- 警察庁は△違法麻薬類供給犯罪△外国人麻薬類犯罪△インターネット(ダークウェブ)・SNSなどを利用した麻薬類犯罪などに対しては、厳しく取り締まりを行っています。
- 17歳以上の外国人にはパスポートや外国人登録証の常時携帯義務があり、違反した場合、罰金(100万ウォン)が科されます。
- 他人の身分証明書を使ったり、他人を装う場合、偽計による公務執行妨害罪で処罰される可能性があります。
- 違法撮影、性的搾取物の流布などの行為は厳しく処罰されます。
- 身体への接触がなくても、①インターネット・携帯電話などで性的羞恥心・嫌悪感を起こす言葉や写真を転送する行為、②他人の身体を同意なく撮影・流布する行為、③違法撮影物を所持・購入・保存・視聴する行為は犯罪です。

● 自動車・オートバイの運転の際、無免許など次の場合は厳しく処罰されます。

- 無免許運転をした場合

▶ 処罰条項 ① 自動車 ⇒ 道路交通法第152条第1号 (1年以下の懲役または300万ウォン以下の罰金)
② オートバイ ⇒ 道路交通法第154条第2号 (30万ウォン以下の罰金)

- 飲酒運転をした場合

血中アルコール濃度	罰則	行政処分
0.03%以上～0.08%未満	1年以下の懲役または500万ウォン以下の罰金	免許停止
0.08%以上～0.2%未満	1年以上2年以下の懲役または500万ウォン以上1千万ウォン以下の罰金	免許取消
0.2%以上	2年以上5年以下の懲役または1千万ウォン以上2千万ウォン以下の罰金	免許取消
2回以上飲酒運転	2年以上5年以下の懲役または1千万ウォン以上2千万ウォン以下の罰金	免許取消

▶ 処罰条項 道路交通法第148条の2

- 合法的に名義変更していない車両を運転した場合

▶ 処罰条項 自動車管理法第81条第7の2号
(1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金)

● 基本的な疾徐違反についても、過料または罰金などが科されますので、ご注意ください。

- タバコの吸殻、ガム、ゴミなどをむやみに捨てないでください。
- 公共の場所でむやみに唾を吐いたり、禁煙場所で喫煙しないでください。
- バイクに乗る際には、運転手だけでなく同乗者もヘルメットを着用しなければならず、道路を渡る際には、歩行者は歩道橋や横断歩道をご利用ください。

生活の中の犯罪予防および対応要領

● 詐欺(マルチ商法、振込め詐欺、ネット詐欺など)

- マルチ: 正規の流通経路を経ずに、消費者が直接商品を購入し、かつ以下に該当する場合には、会員加入や販売員となることを拒否してください。
 - ・ 短期間で高収益が得られると会員や投資者を集め、かいささりや強制購入、ローンなどを勧められた場合。
 - ・ アルバイト、在宅副業、就職を約束して営業担当者として登録するものの、強制的に商品を買わされる場合。
 - ・ 高品質の商品のように見せかけたり、広告することで、高額で販売した場合。

📢 会社の合法性確認やお問い合わせ

- 公正取引委員会 www.ftc.go.kr, 044-200-4010
- 直接販賣共済組合 www.macco.or.kr, 02-566-1202
- 韓国特殊販賣共済組合 www.kossa.or.kr, 02-2058-0831

- 振込め詐欺: 相手が電話で公共機関や金融機関の関係者を名乗り、口座振込、現金伝達を要求したり、口座・カード・住民登録番号などの個人情報を要求した場合、断ってください。

※ 犯行グループの末端である出し子、コールセンターのテレマーケターなどの役割も詐欺犯に該当するため厳しく処罰されます。

📢 Voice Phishingの実例

- 家族(子供)が電話に出られないようにして、拉致したと嘘をつき金銭を要求
- 検察や警察などの捜査機関の関係者を名乗り、犯罪への関わりや個人情報流出の口実で金銭を要求
- 金融機関の関係者を名乗り、融資するとして、既存の融資金の償還、手数料などの口実で金銭を要求
- カード会社、通信会社の関係者を名乗り、代金遅延を口実に金銭を要求

- ネットによる個人間の取引を行う際は、安全取引サイトを利用するか、取引前に取引相手の情報(電話、口座番号など)を確認する必要があります。

※ 警察庁 (www.police.go.kr)またはサイバーコップ(モバイルアプリ)を通じてネット詐欺被害通報履歴の検索と被害通報が可能

● 家庭内暴力・デートDV

- 家庭内暴力・デートDVが発生した場合、躊躇せずに警察を含め、親戚・知人・友だちなどに状況を知らせて、助けを求めてください。
※ 写真・診断書など、暴力の証拠を確保し、女性団体、シェルターなど、家庭内暴力の専門相談機関に相談してください。
(女性緊急相談電話: 1366/ ダヌリコールセンター: 1577-1366)

● 子供の失踪・誘拐

- 子供に見知らぬ人が知り合いのふりをしたり、強制的に連れ去ろうとする場合、大きな声で助けを求めないように教えてください。
- 子供に自分の名前、年齢、住所、電話番号、両親の名前などを覚えさせ、子供が出かける際には、誰とどこに行くか、何を着ているかを覚えておきます。

● 校内暴力

- 校内暴力とは、学校内外で生徒に対して行う身体・精神面の痛みや財産上の損害を伴う暴力・脅迫・いじめ行為を意味します。
- 人通りが少ない道を独りで通らないようにしてください。また、金品を奪われるなどの被害に遭った場合、警察に通報するなど、積極的に対応してください。

● 性犯罪(強姦・強制わいせつ、盗撮行為、売春など)

- 性犯罪の被害に遭った場合、シャワーなどを浴びず、被害に遭ったときのままの状態(着ていた衣類、下着)で112に届出をしてください。
- 犯人の特徴や顔など、当時の状況について覚えているすべてを記録しておいてください。
- 身近な人が性犯罪の被害に遭った場合、話にしっかり耳を傾け、1577-1366への相談を勧めてください。

● スミッシング(Smishing)

- 携帯電話メッセージで、無料クーポンを提供すると送れたリンクをクリックすると、悪性コードが端末にインストールされ、知らぬ間に課金されたり、口座情報などが流出するおそれがあります。
- 知人から送られたメッセージでもリンクが貼られている場合、クリックする前に電話で確認し、端末に不明なアプリがインストールされないようセキュリティ強化機能を設定し、被害を防止しましょう。

● 窃盗(空き巣、スリ、ひったくりなど)

- 長期の外出や休暇など長期間留守にする場合、定期配達物が家の前に置き配しないように事前に措置し、貴金属や現金などの貴重品は銀行に預けるのが安全です。
- ターミナルや市場など人が多い場所ではスリのターゲットになりやすいため、ご注意ください。
- 高額を引き出しす場合は、警備員や警察官などの支援を受けてください。